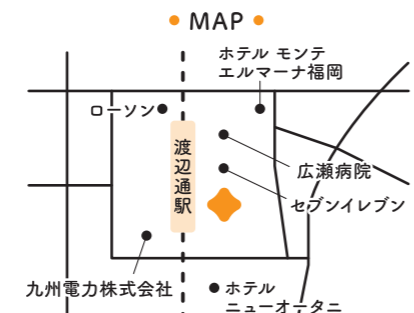


◆ 高松オフィス ◆

〒760-0052 香川県高松市瓦町2丁目7番地14 フォルテ瓦町駅前ビル5階

TEL 087-802-4611

FAX 087-802-4612



◆ 福岡オフィス ◆

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通1丁目11番11号 HKビル6階

TEL 092-791-5900

FAX 092-791-5903



◆ 長崎オフィス ◆

〒850-0033 長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル10階

TEL 095-895-9980

FAX 095-895-9981



弁護士法人
山本・坪井綜合法律事務所

YAMAMOTO & TSUBOI LAW OFFICE

一人で悩まず、
新たな一歩を
わたしたちと。



弁護士法人 山本・坪井綜合法律事務所について

事務所理念 ◆

当事務所は、以下を事務所理念とします。

1. 事務所の敷居を低くし、困ったときにいつでも頼れる弁護士となる
2. 依頼者様の目線に立って真のニーズの把握に努め、その最大の利益を追求する
3. 依頼者様が理解の上で意思決定できるよう丁寧な説明を徹底する
4. 最新の情報をフォローし依頼者様の利益の実現に努める
5. 常に依頼者様に寄り添い、依頼者様の味方となる

事務所理念 ◆

法人名

弁護士法人 山本・坪井綜合法律事務所

本店所在地

〒760-0052
香川県高松市瓦町2丁目7番地14 フォルテ瓦町駅前ビル5階

TEL

087-802-4611

FAX

087-802-4612

代表弁護士

山本 弘喜 / 坪井 智之

事務所について

弁護士法人山本・坪井総合法律事務所は、令和2年4月1日、香川県高松市において、山本・坪井総合法律事務所を設立し、令和3年4月1日、法人化にともない、福岡市内に福岡オフィス、令和4年1月4日、長崎市内に長崎オフィスを設立しました。

当法人では、悩みのあるご相談者に少しでも寄り添い、その悩みを一緒に共有し、新たな人生の出発に少しでも協力できればという思いを込め、「一人で悩まずに、新たな第一歩をわたしたちと。」をキャッチフレーズとしております。

当法人では、案件にもよりますが、九州全域、四国全域のみならず、全国どこでもご相談者のニーズに合わせてご依頼をお受けしております。

弁護士にご相談されることは一生に一度、あるかどうかです。せっかくご相談に来ていただいた以上は、今ある状況より少しでもよい状況になるように誠心誠意ご相談者をサポートできればと思っております。

一人で悩まずに新たな一歩をわたしたちと一緒に踏み出していただくことで、明るい未来への後押しができることを、私たちは願っております。

弁護士法人山本坪井総合法律事務所が選ばれる6つのポイント

01 多数の相談実績

当法人の年間相談総件数は、2,000件を超えており、離婚問題や刑事事件を中心に交通事故、少年事件、債務整理事件、相続問題、不貞慰謝料請求事件、男女トラブル、不動産トラブル等の様々なご相談をお受けしております。

02 弁護士の人柄

弁護士坪井は刑事事件、離婚事件、交通事故事件の解決実績が多数であり、カウンセリングを中心とした様々な資格を有しており、様々な悩みに対応可能であり、カウンセリングの実績を活かしてご相談様が相談しやすい環境づくりに力をいれております。弁護士山本は、これまで離婚事件、債務整理、刑事事件を中心として、地方都市を中心に様々な地にて弁護活動を行ってきました。様々な土地にて色々な方と話す中で培われた経験をもとに話しやすい雰囲気をつくり、ご相談様が本音を引き出します。

03 初回相談料無料

当法人では、どのようなご相談でも初回の相談料は無料です。少しでも不安を感じたらまずはお電話ください。初回相談料はかからないため、安心してご相談できます。(なお、法テラス利用の場合や弁護士特約等の保険を利用する場合には、その規定に基づきます)

04 土日祝日、夜間早朝対応可能、当日相談可能

当法人では、仕事が忙しくて土日にしかご相談に来れない方や子供がいるため夜間や早朝しか相談ができない方のニーズに沿えるよう、新規のご相談者に限り、土日祝日、夜間早朝のご相談の予約をお受けしております。尚、土日祝日はご相談が多いため、お早めにご予約ください。

05 多様な相談形態

事務所にて弁護士と対面でのご相談だけでなく、お電話でのご相談、ZOOMを利用したテレビ電話での相談等の様々なご相談方法を取らせていただいております。遠方の方や事務所に来所することが困難な方がご相談しやすい環境を整えております。また、ご相談内容によっては、弁護士の出張相談も行っております。(但し、出張相談に関しては、出張費用が掛かります。)

対面のご相談の場合にもお子様連れのご相談者のためにキッズスペースを完備するなど、ご相談者が相談しやすい環境づくりに心掛けております。

06 ご相談者様の心のケア

弁護士全員がカウンセリングの資格を有しており、ご相談者様の心のケアを心がけます。とくに、弁護士坪井は、離婚カウンセリングだけでなく、刑事に関する再犯防止のカウンセリングなどを行うなど、カウンセリングの経験も豊富であります。また、当事務所は、女性スタッフが多数在籍しており、各スタッフにおいてもカウンセリングの研修を受講し、カウンセリングの資格を取得していることから、話しやすく、弁護士との架け橋として皆様のお悩みを取り次ぎます。

Employee Assistance Program



EAP 従業員支援プログラム

メンタルケアからリーガルサービスまで。
悩んでいる従業員のために今会社ができることを。

○ 従業員のみなさまの悩みを解決し、仕事の生産性の向上につなげることを目的です。

経営者のみなさまにとって、自社の従業員の心と体が健やかであることは、仕事の生産性にも直結する非常に重要な事柄かと存じます。しかしながら、従業員の悩み事が把握できたとしても、その問題を解決することは容易ではありません。そこで、当事務所では、「従業員支援プログラム(EAP)」として、従業員のみなさまをお一人月額110円(税込)の費用でサポートさせていただくプログラム(法律相談+その他くらしの相談窓口)をご用意しております。

EAPサービスについて

EAPサービスとは、「Employee Assistance Program」の略であり、日本語では「従業員支援プログラム」と訳されます。すなわち、企業の従業員に向けたリーガルサービスを継続的に制度をいいます。EAPは、労働の生産性の向上を図るべく、健康問題、夫婦問題、家族問題、経済的問題、薬物問題、法律問題、情緒的問題、ストレス等の仕事のパフォーマンスに影響を与え得る問題を含む個人的な問題を特定して解決するのを支援するために設計された職場のプログラムです。

これまでは、診療内科やカウンセラー等のメンタルヘルスケアが中心となっていました。昨今では、上記いずれの問題においても法律問題が関与することから弁護士によるEAP支援が注目されるようになりました。従業員は、プライベートな悩みを会社に相談できず抱え込んでいることが多く、その悩んでいる状態が継続されることで仕事へのパフォーマンスに影響を与え、企業価値の低下にもつながりかねません。しかし、企業の規模が大きくなればなるほど、従業員個人に目が届きにくく、企業としては、従業員の個々の悩みにまで配慮することが困難であります。

そこで、企業がEAPサービスを取り入れることで、役員の方を含めた従業員の方のプライベートな問題について弁護士が相談を聞くことで、従業員の方の悩みの解決を図り、メンタルヘルスケアを行うことができます。

また、EAPサービスを導入することで、企業のみならず従業員が弁護士を身近な存在として感じることができ、弁護士への相談を従業員の福利厚生として利用することで、企業ブランドの向上を図り、労働者の人材確保や従業員の定着へとつながる効果が期待できます。企業様がEAPサービスを導入することで、一人でも従業員の方のお悩みが解消されるよう、弁護士法人山本・坪井総合法律事務所では従業員の方に寄り添い、法律面からの問題解決を図ります。

弁護士によるEAPサービスの内容

01 無料法律相談サービス (対面相談、電話相談、ZOOM相談可)

弁護士法人山本・坪井総合法律事務所では、EAPサービスを利用する企業の役員及び従業員の方のご相談をご予約を頂きましたら、1回あたり約30分程度、何度でも無料でご相談をお受けいたします。1度ご相談を行ったが聞き忘れたことがあった場合や相談後帰宅した上でご家族と相談すると改めて疑問が生じた場合等、従業員の方がご不安に感じたら、何度でも無料でご相談していただけます。なお、当事務所では法律問題に無関係なカウンセリング相談についてもお受けしており、一人あたり、同一内容でのご相談に関して、2回まで無料とさせていただきます。当事務所では、土日祝日も事前のご予約により相談可能であり、また、来所が難しい方のために、お電話やZoomによるご相談も可能です。

02 弁護士費用 割引サービス

当事務所のEAPサービスをご利用されている企業の従業員様が、直接当事務所と個別事案を依頼される場合には、通常の弁護士費用から着手金20%、報酬金20%の割引いたします。従業員の方にとって、弁護士費用の割引は、経済的にも助かりますし、企業に取っても従業員に対する福利厚生につながります。

03 出張相談 サービス

企業様の要望に応じて、当事務所の弁護士が企業様に訪問の上、企業様での相談会を実施致します。なお、出張相談会の場合には、1回あたり3万円(交通費込み)の別途出張費用がかかります。弁護士が企業様に訪問し、出張法律相談会を行うことで、従業員の方は会社を休むことなく弁護士に相談することができ、より従業員の方の負担軽減となるため、従業員に対する充実した福利厚生となります。

04 利用状況報告 サービス

EAPサービスのご利用状況を確認するため、EAPサービスをご契約の企業様へ当事務所から定期的のご報告させていただきます。しかし、ご報告内容は、従業員の方の個人情報保護の観点から、相談者数と相談分野の分類(離婚問題、刑事事件問題、相続問題等)のみとなることを御承知ください。

弁護士法人山本・坪井総合法律事務所の EAPサービスの4つの特徴

01 低価格(低コスト)



EAPサービス利用料は、役員及び従業員の数×110円(月額/税込)と非常に低価格であるため、企業様にとって取り入れやすい価格設定となっております。役員及び従業員の方が10名の企業様の場合、月額ご利用料金は1,100円(税込)です。顧問契約(月額3万円以上のプランでのご契約の方)を締結されている企業様に関しては、EAPサービスのご利用料金は無料となっておりますが、別途当事務所との間でEAPサービスの契約の締結をお願いします。

02 メンタルケアも行います



弁護士法人山本・坪井総合法律事務所では、弁護士、事務スタッフいずれもカウンセリングの資格を取得、または研修を受講済みであり、法律問題だけではなく、メンタルケアや心の問題についてもご相談可能です。特に、弁護士坪井は、カウンセリングを中心とした様々な資格を取得しており、法律問題以外の問題についても積極的にご相談をお受けしております。しかし、ご相談内容が医療機関を要するような場合には、各種機関と連携して問題を解決することになる場合がある事はご了承ください。

03 個人の問題に強い



弁護士法人山本・坪井総合法律事務所では、企業問題もさることながら離婚問題、刑事事件問題、借金問題、相続問題、交通事故問題、介護問題、子どもの学校トラブル、ご近所トラブルなどの個人的な問題を中心に取り扱い、解決してきた実績があり、個人の問題の解決を強みにしてまいりました。EAPサービス制度は、このような個人的な問題に対応するサービスであるため、従業員のプライベートな問題と当事務所の取り扱う業務内容が一致するため、従業員のニーズにこたえることが可能です。

04 顧問契約を締結しなくても構いません



弁護士法人山本・坪井総合法律事務所のEAPサービスは、必ずしも顧問契約の締結は必要ありません。EAPサービスのご契約のみでもご利用いただけます。顧問弁護士契約をしているが年間1度も利用したことのない企業様にとっては、顧問料は高額です。しかし、EAPサービスは、役員の方を含め従業員の方がプライベートな問題について相談ができるサービスであり、顧問料のような高額の設定ではないため、企業様も取り入れやすいものとなっております。

企業様の負担を軽減し、従業員の方の
個人的問題解決に最適なプランを
ご提案致します。

● EAPサービス料金 ●

役員及び従業員数 × 110円
(月額/税込)

但し、月額3万円以上の顧問契約を締結されている企業様については、EAPサービスに関しては、無料となっております。

出張法律相談会

1回の出張法律相談会 3.3万円(税込)

1回の出張法律相談会の時間は、
30分×6枠で3時間となっております。

● EAPサービスでのご相談内容 ●

EAPサービスにて従業員の方が当事務所にてご相談いただける内容は、**従業員のプライベートな問題**に関するご相談です。

具体的には、離婚問題、交通事故問題、刑事事件問題、少年事件問題、学校トラブル問題、消費者被害問題、介護問題、近所トラブル問題、自己破産問題等**個人に関するトラブル全般**を対象としております。
 なお、EAPサービス契約企業様が相手方となるご相談や企業様と利益が相反するご相談はお受けできませんので、予めご了承ください。

● EAPサービス導入までの流れ ●

01



まずは、弁護士法人山本・坪井総合法律事務所のEAP担当弁護士坪井までお問合せください。

02



弁護士坪井より当事務所のEAPサービスについてご説明いたします。

03



その後、EAPサービスに関心を頂きましたら、ご契約を締結させていただきます。

04



EAPサービスを締結後は、企業様が従業員の方へサービスを周知できるよう従業員数に応じて従業員様向けの当事務所のEAPサービスの資料を提供致します。

05



また、企業様は、役員及び従業員の方に対して、EAPサービスを受けられることを社内報等や自社の労働者採用のホームページ等で広報をお願いします。

● EAPサービス利用の遵守及び注意点 ●

従業員の方のプライバシーを遵守します。

従業員の方からの相談の有無、相談内容等は、一切企業様には報告致しません。当事務所より企業様への報告内容としては、EAPサービスの利用状況のみの相談件数、相談分野のみとなっております。従業員のプライバシーをしっかりと守ることで従業員の方が安心してご相談できることにつながるため、ご了承ください。

利益相反の相談

従業員の方のご相談内容が、EAPサービスご契約の企業様にとって不利益となるご相談や企業様の業務に関するご相談、企業様を相手方とするご相談など利益相反となるご相談は、お受けできない場合があります。ご相談内容をお聞きし、利益相反のおそれがある場合には相談を途中で中断させていただきますので、ご了承ください。

EAPサービス導入のメリット

企業様のメリット

Point 01

安全配慮義務の遵守

企業は、従業員が労働するにあたり、生命、身体等の安全を確保すべき義務すなわち安全配慮義務を負っております。企業は、従業員が働きやすく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のない職場を目指す必要があります。EAPサービスの導入が安全配慮義務を遵守する上で有効な制度であります。

Point 02

企業価値の増加、コンプライアンスの向上、従業員の人材確保と定着

企業が、EAPサービスを導入する目的は、従業員の法的トラブルを弁護士をいれることで早期解決を行い、従業員が個人的な問題によるストレスから解放されることで、メンタルヘルスケアにつながり、従業員の福利厚生を充実させることとなります。

また、EAPサービスを導入していることを外部に明示することで、弁護士と契約を締結していることが明らかとなり、従前の顧問契約と同様、企業が法的問題に関心を強く持っていること、企業内のコンプライアンスを意識していることを明示することができます。

このように法令順守の企業であり、従業員のメンタルヘルスケアを含め充実した福利厚生を図ることで離職率が下がり、優良な企業と労働者からも認定されるようになります。

その結果として、労働者が働きたい企業として、企業への採用の応募の増加へつながることから、採用力を強化し、有能な人材確保へとつながり、また、既存の従業員の安心や信頼を得ることができ、従業員が長期継続して働きたい会社として、従業員の定着へとつながる効果が期待できます。

EAPサービスは、たんなる法的支援以外にも従業員の確保と定着へつながる効果が期待できる点でも大きなメリットとなります。

従業員様のメリット

Point 01

弁護士早期アクセス

契約企業様は、従業員様に対し、EAPサービスを締結していることを周知していただくことで、従業員様にご利用しやすくなり、従業員の方が弁護士へアクセスしやすくなります。また、会社がEAP契約を締結していることで従業員の方は、その弁護士に安心して相談することができ、どの弁護士を選択すべきか迷わずにすむため、より弁護士に迅速にアクセスできます。

Point 02

福利厚生

EAPサービスを企業様が締結されることで、弁護士費用を着手金、報酬金いずれも20%割引致します。また、従業員の方の相談は、何度でも無料であるため、従業員の方は、利用しやすく、気軽に弁護士にお問い合わせを行うことができます。



当事務所の提供する「従業員支援プログラム(EAP)」をご活用ください。

「従業員支援プログラム(EAP)」について詳細をご希望の
 経営者様・人事労務担当者様は、下記までお気軽にお問い合わせください。



高松
オフィス

087-802-4611
 営業時間 8:30~18:00



福岡
オフィス

092-791-5900
 営業時間 8:30~18:00



長崎
オフィス

095-895-9980
 営業時間 8:30~18:00